

- ④ 障害児に自己の障害を理解させ、進路に必要な資質の向上を図り、資料を活用し、計画的指導に努める。
- ⑤ 進路指導は卒業学年に偏らないよう、全学年にわたる計画を立て、系統的な指導に努める。
- ⑥ 進路の決定に当たっては、関係機関と密接に連携し保護者の意志も反映した適切な指導に努める。
- ⑦ 地域社会の啓発を図る
 - ① 全職員の協力のもとに、地域社会の啓発に努める。
 - ② 養護教育関係機関及び団体等との協力関係を保ち、広報活動を活発にし、地域社会の啓発に努める。
 - ③ 授業公開、学習発表会、作品展示会等を通じて、一般の保護者や地域の理解と協力を得ることに努める。
 - ④ 交流教育は、一般の保護者や地域に、障害に対する正しい理解を広める機会とすることに努める。
- ⑧ 教育施設・設備の整備を図る
 - ① 教育効果を高めるため、教育施設・設備の充実を図るとともに、教育環境の適正な維持管理に努める。
 - ② 火災等の事故防止の徹底を期し、関係機関と連携し安全設備の適正な維持管理に努める。

〈各教科等指導の重点〉

- ① 指導計画の適正化を図る
 - ① 指導計画の作成に当たっては、小・中・高等学校の学習指導要領に留意した計画の作成に努める。
 - ② 指導内容を基礎的、基本的事項に精選し、指導形態等に創意工夫を加えた指導計画の作成に努める。
 - ③ 一人一人の障害の種類、程度に応じて、指導の個別化と、評価を適切に行い、指導法の改善に努める。
- ② 指導法、教材・教具等の研究開発を図る
 - ① 一人一人の実態に応じた指導法の開発、特に日常の指導に直結する実践的研究に努める。
 - ② 心身障害児の調査、検査法等の技術の研修を行い、

(1) 教職員の研修

名 称	期 日	期間	会 場	参 加 数	研 修 内 容
養護教育教養講座	58年6月10日～11日	2日	県教育センター	119	講演「特殊学級はいかにあるべきか」 講義「通常の教育と障害児の教育」「学校教育における養護教育の課題」 研究協議「心身障害児の適正就学・特殊学級運営の諸問題」
養護教育新採用教員研修会 (第1次)	58年4月18日～23日	6日	県立盲学校外13校	47	・各校の教育課程について ・校務分掌と運営 ・授業案の作成と実施
〃 (第2次)	58年5月9日～11日	3日	県教育センター	48	講演「生徒の生きがいと教育」 講義「教職員の服務・勤務、教職員団体について」「教材研究のすすめ方」 研究協議「学習指導のすすめ方」(障害種別ごと)
〃 (第3次)	58年8月22日～24日	3日	県教育センター	50	講演「各種障害事例における学習指導」「教師論」 講義「教育課程と指導計画」「心身障害児の医療と教育」 研究協議「授業案作成における留意事項」
〃 (第4次)	58年11月7日～12日	6日	県立盲学校外13校	45	・各種会議の計画と運営 ・学校災害と事故防止 ・学校事務と諸表簿の管理 ・授業案の作成と授業の実施

- 障害の実態を把握した指導の充実に努める。
- ① 教材・教具等に関する研究、特に児童生徒の特性に応じた教材・教具の創作研究と、その活用に努める。
- ② 視聴覚教材や資料等の効果的な活用に努める。
- ③ 身辺処理の確立、社会的自立を目指す指導の強化を図る
- ④ 児童生徒の個人資料を整備し、実態を正しく把握し、個別化された指導方針による指導に努める。
- ⑤ 学校生活のあらゆる場を、日常生活指導の機会とし身辺処理の確立に努めるとともに、学校の指導が家庭で生かされるよう、家庭との連携に努める。
- ⑥ 作業学習等を通じて、望ましい態度や責任感を養い社会的自立の意欲を高める指導に努める。
- ⑦ 交流活動、実習等の指導の充実を図り、積極的に社会に参加しようとする態度、習慣の育成に努める。
- ⑧ 評価の観点の明確化を図る
 - ① 一人一人の評価の観点を明確にし、評価の結果が次の指導に生きるよう、評価法の改善に努める。
 - ② 評価の意義、方法について、共通理解を図り、教育活動の充実に資するよう、評価の改善に努める。
- ⑨ 健康の保持増進、安全生活を守る習慣と態度の育成を図る
 - ① 体力の健康状態の観察や調査を計画的に進めるとともに、情報・資料の収集整理と、その活用に努める。
 - ② 体力と運動機能の向上を図るために、教育活動全体を通じて、適切な体育活動の実践に努める。
 - ③ 交通事故防止の訓練や、安全な遊びの指導等、危険から身を守る方法の具体的な指導に努める。

2 現 職 教 育

研修会、講習会の概要は、下表のとおりである。